

# 「任意後見」の流れ。 準備・契約・利用へ。

今の状況	期間	内容／あなた・受任者・公証人	テキスト
 <p>あなたの判断能力があるうちに</p>	準備期間	制度を知る (あなたと受任者)	p_00
		自分を知る (あなた)	p_00
		「任意後見受任者」を決める (あなた)	p_00
		何を頼むかを決める (あなた)	p_00
		契約書案を作ってみる (あなたと受任者)	p_00
	契約期間	公証人に相談する (あなたと受任者)	p_00
		公正証書にする (公証人が作成します)	p_00
		契約締結 (公証人とあなたと受任者)	p_00
法務局に登記する (公証人が手続きします)		p_00	
 <p>判断能力はあるけれど、不安であったり、身体の衰えを感じたら</p>	利用期間	公証役場で締結した、「委任契約」を利用する (生活、身上監護、財産管理等の事務を委任した契約のことです)	p_00
 <p>あなたが認知症になるなど判断能力が不十分になったら</p>		家裁で「任意後見監督人」を選んでもらう	p_00
		「任意後見」を利用開始 任意後見人が、取引金融機関や保険会社に任意後見開始の届出をします。また、介護に関する手続きの際、任意後見人であることを提示します。	p_00
		「任意後見監督人」に後見事務の状況を報告します。	p_00
あなたが亡くなったら		公証役場で締結した、「死後事務委任契約」を利用します	p_00